

土佐町グリーン購入基本方針

1 趣旨

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ行動のことです。

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）（グリーン購入法）第10条第1項の規定に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実施し行政コストを削減することを目的とします。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関（指定管理施設を除く。）が行う物品等の購入とします。

3 基本原則

町が物品等を調達する際は、次の基本原則に基づき、調達の目的に支障のない範囲で、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めます。

- (1) 購入する前に必要性を十分考える。
- (2) 購入する量を最小限にする。
- (3) 環境負荷の少ない物品を購入する。
 - ① 環境や人の健康に悪影響を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
 - ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ③ 再生可能な天然資源は持続可能な方法で採取し、有効利用されていること。

- ④ 可能な限り地元産の原材料・物品を使用すること。
 - ⑤ 長期間の使用が可能であること。
 - ⑥ 再利用が可能であること。
 - ⑦ リサイクルが可能であること。
 - ⑧ 再生材料や再使用部品を用いていること。
 - ⑨ 廃棄時に適正な処理、処分が容易であること。
- (4) 購入した物品は、正しく管理し大切に使う。
- (5) 使いきった後は、リサイクルや分別廃棄を行う。

4 グリーン購入推進品目及び判断基準

グリーン購入を推進する品目及び判断基準については、別紙のとおりとし、必要に応じて見直しを行います。

5 対象物品等の情報入手方法について

グリーン購入対象物品等の情報は、各メーカの製品カタログや環境ラベル等の確認のほか、下記の関連ホームページから入手することができます。

○環境省「グリーン購入法.net」

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)

○エコ商品ねっと

(<http://www.gpn.jp/>)

○グリーンステーション

(<http://www.greenstation.net/>)

6 推進体制

グリーン購入基本方針の事務局は総務企画課とします。グリーン購入責任者は総務企画課長とします。

7 集計と公表

別紙に定めるグリーン購入推進品目の発注の際には、仕様書にグリーン購入の判断基準を明記し調達率の向上に努めます。

グリーン購入責任者は各課からの報告を取りまとめ、庁内全職員に対し前年度の調達状況を報告するとともに、町ホームページに公表します。

8 調達目標

調達率は金額によるものとし、調達目標は項目別に設定することとします。調達目標は2019年度の調達実績をふまえ、2020年度に設定することとします。

9 施行時期

この方針は、2019年4月1日より施行します。

グリーン購入推進品目及びその判断基準

分野	品目	判断基準	参考ラベル
紙類	PPC用紙 (コピー用紙)	古紙パルプ配合率30%以上であること	  グリーンマーク
	トイレトペーパー	エコマーク認定商品であること	
	封筒	本体に再生紙を使用し、窓枠はグラシン紙であること	
文具類	文具	以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定商品 ・グリーン購入法適合商品 ・「エコ商品ねっと」掲載商品 	  アスクルグリーンマーク   グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なります。  「エコ商品ねっと」掲載商品
電子機器	パソコン	国際エネルギースター適合機種であること。	
	プリンタ		
	コピー機		
照明	蛍光灯照明器具	グリーン購入法適合商品であること。	 
	ランプ	LED であること。	

自動車	乗用自動車	平成 32 年度の燃費基準達成車かつ平成 17 年度の排出ガス基準 75% 軽減車であること。	 
	貨物自動車	平成 27 年度燃費基準達成車かつ平成 17 年度の排出ガス基準 75% 低減車であること。	 
消火器	消火器	エコマーク認定商品であること。	
印刷	広報とさちょう	環境に配慮した紙やインキを使用すること。 紙についてはグリーン購入法適合商品であること。	
家具	オフィス家具	グリーン購入法適合商品であること。	
家電製品	エアコンディショナー	グリーン購入法適合商品であること。	
災害備蓄用品	非常食・ペットボトル飲料水	グリーン購入法適合商品であること。	
木工製品	木工製品	嶺北産の木材、間伐材を使用したものを購入すること。	